

大和郡山市冬期イルミネーション設置業務仕様書

- 1 委託業務名
大和郡山市冬期イルミネーション設置業務
- 2 業務期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- 3 事業目的
市民や観光客から親しまれ、にぎわいを創出するようなイルミネーションを設置することにより、まちなかの回遊性を高め、中心市街地の活性化を図る。
- 4 大和郡山市冬期イルミネーション設置業務について
 - (1) 実施場所
DMG MORI やまと郡山城ホール前（奈良県大和郡山市北郡山町211-3）
※近鉄電車内からの眺めも考慮するものとする。
 - (2) 実施期間
令和3年11月20日（土）～令和3年12月26日（日）
点灯時間 日没後（17時～17時半頃）から21時30分まで
（実施期間及び点灯時間は、別途市と協議することとする。）
- 5 委託業務内容
 - (1) イルミネーションのデザイン・設計
プロポーザルの際に提出したデザイン案などに基づく設計書を作成すること。
 - (2) イルミネーションの取り付け及び撤去業務
現場において、設計書に基づいたイルミネーションの取り付け及び撤去作業を行う。
ただし、取り付け及び撤去の際は、労働安全衛生法を遵守して安全に配慮すると同時に、周囲に迷惑のかからないように実施すること。
 - (3) イルミネーションの保守点検業務
実施期間中は巡回・点検を実施し、不点灯電球等のトラブルを発見した場合は、速やかにその対応を行う。また、荒天時等の装飾の危機管理・安全確保に努めること。
 - (4) 来場者アンケートの実施
次年度以降の事業内容検討における参考とするため、来場者数や属性等を把握するためのアンケートを実施し、その集計作業を行うこと。
- 6 委託業務実施に係る留意事項
 - (1) 基本事項
 - ア イルミネーション用のLED電球を主体に使用し、デザインについては「大和郡山らしさ」を感じられる独自のものとする。
 - イ 点滅パターンに工夫を凝らす、動きをつけるなど、単調なデザインとならないように

するとともに、市民や観光客の来訪動機となるような新規性と話題性のあるイルミネーションとすること。

ウ イルミネーションの位置・高さ・色彩や演出内容は、自動車交通や歩行者通行の支障とならないよう配慮すること。

エ 仕様書に基づき、受託者実施内容を市と十分協議したうえで業務を行うこと。

オ イルミネーションについては、市が保有する資材、受託者が持ち込んだ資材、受託者が購入した資材を使用することができる。ただし、購入した資材については市に帰属する。

(市保有資材)

イルミネーション用金魚モニュメント (埋込み式)	高さ 205 cm (地上部分120 cm) 長さ 140 cm 幅 85 cm ※別紙写真参照	同程度の寸法のもものが 3体
ステンドグラス風ターポリン	縦 265 cm 横 475 cm ※別紙写真参照	4枚あり、四季を表したデザインのもの。

カ 受託者は、業務の執行にあたり、定期的な打合せを行うこと。

キ 設置にあたっては関係法令等に従い適切な処置を行うこと。

ク 歩行者が器具に触れる可能性のある場所に設置する場合は、安全性及びいたずら防止を考慮すること。

ケ 本事業に関連する事項に関して、法令上必要な届出を行うこと。

コ 必要に応じて業務実施に伴う関係機関への許可申請などの各種手続きを行うこととする。

サ 仮設電源を引き込み、電力量計等を設置し、電気料金がわかるようにすること。

シ 電気契約に係る申請は受託者が行い、電気使用料金は全て受託者負担とする。

ス 電気工事関連について、管理及び総括を行う「電気工事責任者」を配置すること。

セ イルミネーションの取り付けの際に、樹木等への施行に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。

ソ イルミネーション取り付け時の平面図及び断面図を作成すること。

タ 点灯時間は、デジタルタイマーで管理し、指定点灯時間以外の時間は消灯すること。

チ 本事業で使用する全ての設備・装置について、想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて加入すること。なお、保険の経費は提案内経費に含むものとする。

7 提出書類

委託業務を終了したときは、次の、(1)から(3)の書類を提出すること。

(1) 実績報告書 (来場者アンケート集計表を含む)

(2) 委託業務完了届

(3) 記録写真等 (広報ツールとして使用できる高品質の状況写真を撮影し、データを提出)

すること)

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、大和郡山市個人情報保護条例・同施行規則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 その他

(1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して企画業務の進捗状況等について報告を求めることができることとする。

(2) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(3) 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権その他の無体財産権はすべて市に帰属する。

(4) 履行期間内に経済事情の激変又は感染症の蔓延等で予期することのできない理由の発生に基づき本事業を中止するなどして委託金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調整し、発注者と受注者が協議の上、委託金額を変更するものとする。

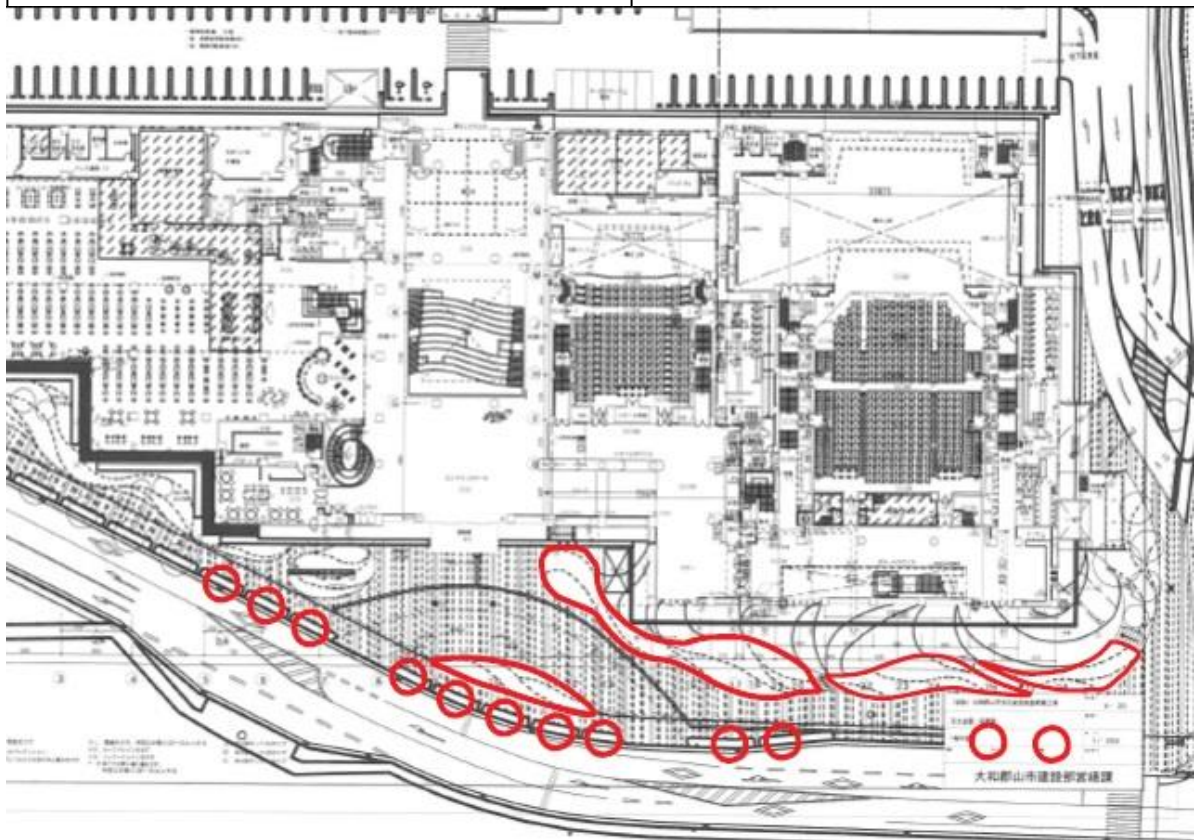
(5) 天変地異、戦争、暴動、内乱、延焼による火災、洪水、法令の改廃制定、停電、公権力の介入、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、感染症の蔓延その他自己の責に帰すべからざる事由により、本業務の履行が妨げられた場合、委託者は、当該事由に基づく受託者が履行しようとする本業務の委託者による不履行の決定について、損害賠償責任その他一切の責任を負わない。

(6) 前項の場合、本業務の履行を妨げられた受託者は、速やかに委託者に通知し、その対応について協議する。

イルミネーション設置箇所位置図

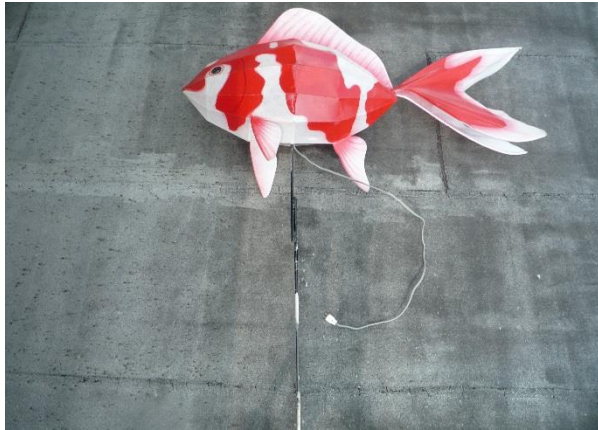


DMG MORI やまと郡山城ホール前平面図



(別紙)

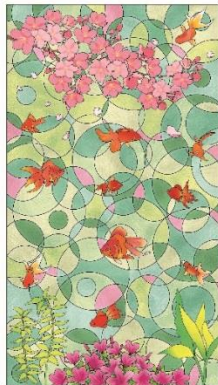
イルミネーション用金魚モニュメントについて



スタンドグラス風ターポリンについて



春



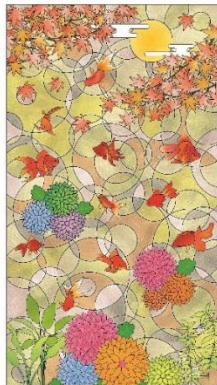
・金魚
・桜
・ツツジ
・水草

夏



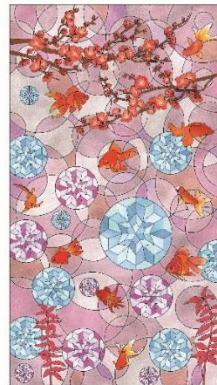
・金魚
・花火
・紫陽花
・水草

秋



・金魚
・紅葉
・菊
・水草

冬



・金魚
・雪
・梅
・水草